

1 対象例規と制定改廃の別

佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則の一部改正

2 背景

(1) 運用上の課題整理

申立費用の範囲、成年後見人等報酬の助成対象者の除外、居所を市外に移した場合の整理、被後見人が死亡した場合及び市長申立による被保佐人や被補助人の認知判断能力が低下し当該補佐人等が後見類型の変更を申し立てる場合の申立費用、施設入所・長期入所の範囲並びに複数の後見人や監督人が選任されている場合の助成金額の算定方法等運用を続ける中で把握されてきた課題があります。

(2) 助成対象者に係る保有資産の基準

助成対象者の資産について、当市の認容基準は近隣自治体に比して高額であり、保有資産が多く実際には報酬支払可能である利用者についても助成をしている可能性があります。

(3) 様式の整理

(1) の入院及び入所事実を確認する方法は、住民基本台帳の異動届出がない限りは口頭確認によっていたため、確認が漏れるおそれがありました。

また、市に住民基本台帳登録のある方は、公簿確認の同意を得ることで住民票及び所得証明の提出を省略しておりますが、様式に定まっていなかったため都度任意様式で作成を求めており、様式の提示が求められておりました。上記課題の解決するために、本規則の改正を行い対応することとします。

3 対応方針

(1) 申立費用について、裁判所から予納した切手が返還された場合、当該額は含まれないことを明記します。

(2) 助成対象者について、同居又は生計が同一の者を除くこととなっていたところ、直系血族、配偶者及び兄弟姉妹である場合に改正します。

(3) 居住地特例の要件を整理します。

(4) 成年後見人等に対して助成できる場合について、成年後見人等（市が行った審判請求に係る者に限る。）が選任を受けた後に、成年被後見人等に係る審判請求を行った場合の申立費用を追加します。

(5) 申請手続に必要な書類を追記します。

(6) 助成対象者となるための保有資産の基準について、金額を引き下げます。

(7) 助成額の算定方法について、以下の事項を規定します。

ア 施設入所に長期入院の場合を追加し、これらには30日以上入院又は短期入所若しくは居宅に分類されるものの生活の支援が提供される住居も含まれることを明記します。

イ 成年後見監督人等及び複数の成年後見人等が選任されている場合の限度額について、4分の3を乗じて得た額を限度額とします。

(8) 別記様式第1号を改め、在宅か否かを確認する項目及び公簿確認の同意欄を追加します。

(9) 本規則の改正規定は、令和7年4月1日から施行します。ただし、(6)は令和8年4月1日とします。

4 政策内容

(1) 請求対象者の要件を明確化することで、判断を適正に、かつ、事務処理誤りなく行えるようになります。

(2) 成年後見制度の利用者に対し、後見人の報酬を必要に応じ適切に助成する事をもって、高齢者及び障害者の福祉の増進及び権利擁護に資するものです。